

写

23府総審発第1号
平成24年3月15日

府中市長 高野 律雄 様

府中市総合計画審議会
会長 朝岡 幸彦

総合計画に関する基本的方針について（答申）

平成23年10月3日付23府政政発第24号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

- 1 府中市総合計画の定義、位置付け及び策定根拠等を明確にするため、府中市総合計画条例（仮称）を策定することが必要である。
- 2 総合計画の構成については、現在の社会情勢の変化に的確に対応し、市民意見や市民ニーズにきめ細かく対応するため、従来の3階層から基本構想及び詳細基本計画（仮称）の2階層とし、基本構想の計画期間については8年とすることが望ましい。
- 3 議会の議決範囲については、市のまちづくりの方向性を定める基本構想を議決の範囲とすることが望ましい。